

健康増進法と医療保険各法等との関係

健康増進法

- ・健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針

老人保健法

- ・医療等以外の保健事業の実施の基準

健康保険法

- ・健康保険法に基づいて保健事業の実施等に関する指針

国民健康保険法

- ・国民健康保険法に基づいて保健事業の実施等に関する指針

その他

- ・国家公務員共済組合法
- ・地方公務員等共済組合法
- ・私立学校教職員共済法

労働安全衛生法

- ・労働安全衛生規則
- ・健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針
- ・事業場における労働者の健康保持増進のための指針

学校保健法

- ・学校保健法施行令
- ・学校保健法施行規則

母子保健法

- ・母子保健法施行規則

健康増進法第9条第1項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（概要）

1. 指針の趣旨

健康増進法に基づき、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するための、健康増進事業実施者（老人保健事業を行う市町村、健康保険組合、事業者等）に対する健康診査の実施等に関する指針。

2. 指針の概要

一 健康診査の実施に関する事項

（ア）健康診査の在り方

- ・健康診査の目的、意義及び実施内容について、対象者に対して十分な周知を図る。
- ・未受診者に対して受診を促すよう特に配慮する。
- ・検査項目及び検査方法に関し見直し、疾病の予防及び発見に係る有効性等について検討する。

（イ）健康診査の精度管理

- ・検査結果の正確性を確保し、検査結果を正確に比較できるように、内部精度管理及び外部精度管理を適切に実施する。
- ・精度管理の実施状況を受診者に周知する。
- ・研修を行う等により健康診査を実施する者の知識及び技能の向上を図る。

二 健康診査の結果の通知及び結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導に関する事項

- ・健康診査の結果を本人に通知するにとどめず、その結果に基づき、保健指導を実施する。
- ・保健指導に当たっては、個人指導と集団指導を適切に組み合わせる。
- ・保健指導の実施体制の整備を図る。また、保健指導に従事する者に対する研修等により保健指導の質の向上を図る。
- ・地域・職域の連携を図る。（都道府県単位等で関係機関等から構成される協議会等を設置する。）

三 健康手帳等による健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方に関する事項

- ・健診結果等情報の継続は、健康手帳等を活用し、本人が行うことを原則とする。また、健診結果等情報を継続して健康管理に役立たせていくように本人に働きかける。
- ・職場、住所等を異動する際において、本人が希望する場合には、異動元が健康診査の結果を本人に提供し、本人の同意を前提として、異動先に健康結果等情報を直接提供する等の工夫を図る。

四 健康診査の結果等に関する個人情報の取扱いに関する事項

- ・利用目的の特定、利用目的による制限、第三者提供の制限等個人情報の保護を規定した法令を遵守する。
- ・個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として、守秘義務規程の整備、個人情報の保護及び管理を行う責任者の設置、従業者への教育研修の実施、苦情受付窓口の設置、不正アクセスの防止等の措置を講じる。
- ・個人情報の取扱いに係る方針を策定、公表、実施し、必要に応じ見直し、改善する。

五 施行期日

- ・健康増進法第9条の施行の日（平成16年8月1日）から施行する。

健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針及び 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針 (概要)

第一 指針策定の背景と目的

本指針は、健康増進法の施行を踏まえ、保険者において、生活習慣病対策を中心とした効果的かつ効率的な保健事業を実施するための基本的な考え方を示すものである。

第二 保健事業の基本的な考え方

- 保険者が中心となって、被保険者（被扶養者も含む。以下同じ。）に対して、自主的な健康増進を働きかけるとともに、他の保険者等と連携して、きめ細かい保健事業を実施すること。
- 生活習慣病対策を重視し、生活の質の向上を目指す。このため、一次予防を中心に位置付け、要指導者をはじめとして、個人の特性を踏まえた対策を推進すること。
- 健康診査の結果を踏まえたよりきめ細かい保健指導に重点を置く。集団的な指導と併せて、個別指導にも重点を置くこと。
- 他の保険者と連携し、地域の特性に応じた保健事業を行うため、都道府県ごとに保険者協議会を設けること。保険者協議会においては、必要に応じて、地方自治体、医療関係者とも連携・協力すること。

第三 保健事業の内容

一 健康教育

- 個人・小集団・集団を対象とする健康教育を適切に組み合わせ、具体的な事例をあげながら、運動習慣、食習慣等の重要性について理解させること。
- 単なる知識の伝達にとどまらず、自らの生活習慣の問題点を発見し、自主的にその改善に取り組めるような事業を行うこと。
- 特に、心の健康づくりや喫煙・飲酒に関する指導・教育が重要であること。

二 健康相談

- 個人のプライバシーや生活習慣に対する意識に配慮しつつ、生活習慣の改善等のために必要な助言及び支援を行うこと。
- 保健師による巡回相談や電子メールを活用するなど被保険者が利用しやすいような工夫を行うこと。

三 健康診査

- 対象者・対象年齢・検査項目等を適切に設定し、被保険者に周知すること。

- 効率的に事業が実施できるよう、他の保険者や市区町村における他の保健事業と連携するなどの工夫を行うこと。
- 特に、被扶養者が受診しやすくなるよう地域で連携を図ること。

四 健康診査後の通知・指導

- 健康診査を行った場合には、要治療者・要指導者をはじめとして、対象者の健康水準の把握と評価を行うこと。
- 健康診査の結果通知については、生活習慣等の問題点を意識させるような工夫を行い、継続的な指導を行うこと。

五 訪問指導

- 訪問指導は、必要に応じて、生活習慣病等の予防に関する指導、保健医療サービス、福祉・介護サービス等の活用方法等に関する指導を行うこと。
- 重複受診者等に対しては、事情を十分に聴取した上で、助言及び指導を行うこと。

第四 事業実施上の留意事項

- 保健事業を実施する際には、医師、保健師、管理栄養士等を充てるとともに、定期的な研修を行うこと。
- 生活習慣の改善等を支援する職域・地域におけるリーダー的な人材の育成に努めること。(健康保険法関係)
被保険者が地域において自主的に行っている組織づくりを推進すること。また、直診を運営している保険者については、地域包括ケアシステムの拠点としての当該施設を活用すること。(国民健康保険法関係)
- よりきめ細やかな保健事業を行うために、一定水準を満たす委託事業者を活用することも可能であること。
- 各年度において保健事業の実施計画を策定し、傷病の出現率等客観的なデータに基づき、事業の評価を行うこと。
- 健康情報を継続させていくことが重要であることから、保険者は健康情報を一定期間程度保存し、本人が希望する場合に提供すること。
- 保健事業に参加しやすい職場環境や健康づくりに取り組みやすい職場環境について、事業主に働きかけること。事業主の行う福利厚生事業、労働安全衛生法に基づき事業主が行う事業と十分な調整を行うこと。(健康保険法関係)
国保連は、医療費分析や研修など保険者が行う保健活動を支援する事業を行うこと。都道府県は、健康増進計画に基づいて、保険者等に対して必要な助言及び支援を行うこと。(国民健康保険法関係)

健康フロンティア戦略(概要)

平成16年5月19日
与党幹事長・政調会長会議

I. 戦略の趣旨

超高齢社会への道を歩みつつある我が国において、単なる長寿ではなく、国民一人ひとりが生涯にわたり元気で活動的に生活できる「明るく活力ある社会」を構築。

このため、国民の「健康寿命(健康で自立して暮らすことができる期間)」を伸ばすことを基本目標に置き、「生活習慣病対策の推進」と「介護予防の推進」の政策を展開。

< 戦略の実施期間 >

平成17(2005)年から平成26(2014)年までの10年間

II. 戦略の目標

生活習慣病対策と介護予防の推進による成果について数値目標を設定し、その達成を図ることにより、健康寿命を2年程度伸ばすことを目指す。

(1) 疾病の罹患と死亡を減らす「生活習慣病対策の推進」

がん対策…5年生存率を20%改善
心疾患対策…死亡率を25%改善
脳卒中対策…死亡率を25%改善
糖尿病対策…発生率を20%改善

(2) 要介護になることを防ぐ「介護予防の推進」

要介護者の減少…「7人に1人」を「10人に1人」へ

Ⅲ. 政策の内容

<政策の柱>

国民各層を対象に、それぞれについて重要性の高い政策を重点的に展開する。

- 働き盛り層：『働き盛りの健康安心プラン』
- 女性層：『女性のがん緊急対策』
- 高齢者層：『介護予防10ヵ年戦略』
- 『健康寿命を伸ばす科学技術の振興』

(1) 『働き盛りの健康安心プラン』

<具体的な政策>

- ① 個人が行う「健康づくり」の支援
- ② 健診データに基づく継続的な健康指導
- ③ 迅速な救命救急と専門診断・治療の確保
- ④ 身近な地域で安心リハビリ

(2) 『女性のがん緊急対策』

<具体的な政策>

- ① 「女性のがん」への挑戦
- ② 女性の生涯を通じた健康支援

(3) 『介護予防10ヵ年戦略』

<具体的な政策>

- ①家庭や地域で気軽に介護予防
- ②効果的な介護予防プログラムの開発・普及
- ③骨折予防対策の推進
- ④脳卒中対策の推進
- ⑤地域で支える「痴呆ケア」

(4) 『健康寿命を伸ばす科学技術の振興』

<具体的な政策>

- ①基盤的技術と最先端技術の研究開発
- ②医療現場を支える技術の開発普及
- ③介護現場を支える技術の開発普及
- ④国民による自己選択を可能とする評価と公表